社会福祉法人宇部市社会福祉協議会

情報セキュリティポリシー基本方針

第１章　総則

（目的）

第１条　この基本方針は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が取り扱う情報資産の適切な保護を行うために必要な基本的事項を定めることにより、地域福祉事業における安全性及び信頼性の保持を図り、もって市民に安全かつ充実したサービスを提供することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この基本方針は、本会の職員及び本会が業務を委託する事業者（以下「職員等」という。）に適用する。

（定義）

第３条　この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）職員とは、役員並びに本会就業規則第３条に定める本会の職員をいう。

（２）電子計算機とは、与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器及びその関連機器で構成される集合体をいう。

（３）ネットワークとは、各課等の業務に電子計算機を利用するため、本会の施設内及び施設間に敷設された通信回線及びこれに接続された通信機器の複合体をいう。

（４）情報システムとは、電子計算機（電子計算機がネットワークに接続される場合にあっては、電子計算機及びネットワーク）を用いてデータを適切に保存し、管理し、及び流通するための仕組みをいう。

（５）電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（６）データとは、情報システムで扱う電磁的記録をいう。

（７）記録媒体とは、データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。

（８）システム関連文書とは、情報システムに係る仕様書、設計書、運用マニュアル、ネットワーク構成図等をいう。

（９）情報資産とは、情報システム、データ、記録媒体及びシステム関連文書をいう。

（10）情報セキュリティとは、情報資産について、機密性を保持し、正確性及び完全性を維持し、並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

（職員等の責務）

第４条　職員等は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、職務の遂行に当たっては、この基本方針を遵守しなければならない。

第２章　管理組織

（情報セキュリティ管理体制）
第５条　情報セキュリティを確保するため、次に掲げる者を置く。
（１）情報セキュリティ統括責任者
（２）情報セキュリティ副統括責任者
（３）情報セキュリティ責任者
（４）情報セキュリティ管理者

（情報セキュリティ統括責任者）
第６条　情報セキュリティ統括責任者（以下「統括責任者」という。）は、本会事務局長をもって充てる。
２　統括責任者は、すべての情報資産に関する情報セキュリティを統括する権限及び責任を有し、情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者を指導し、及び監督する。

（情報セキュリティ副統括責任者）
第７条　情報セキュリティ副統括責任者（以下「副統括責任者」という。）は、総務課長をもって充てる。
２　副統括責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者に事故があるとき又は統括責任者が欠けたときは、その職務を代理する。

（情報セキュリティ責任者）
第８条　情報セキュリティ責任者（以下「責任者」という。）は、各課の課長をもって充てる。
２　責任者は、課内の情報資産に関する情報セキュリティの確保に関する権限及び責任を有し、課内の情報セキュリティ管理者を指導し、及び監督する。

（情報セキュリティ管理者）
第９条　情報セキュリティ管理者（以下「管理者」という。）は、各課の係長をもって充てる。
２　管理者は、係内の情報資産に関する情報セキュリティの確保に関する権限及び責任を有し、係内の情報資産を利用する職員等を指導し、及び監督する。

第３章　情報資産の管理

（情報資産への脅威）
第10条　情報資産の保護対策上、認識すべき脅威を次のとおりとする。
（１）部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の外的要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等
（２）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、機器の故障等の内的要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等
（３）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（情報資産の分類）
第11条　管理者は、前条に規定する脅威から情報資産を保護するため、情報セキュリティの重要度に応じて情報資産を分類し、当該分類に基づき、情報セキュリティ対策を実施しな

ければならない。

（対策基準及び実施手順の策定）
第12条　統括責任者は、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項や、判断等の統一的な基準を定めた、情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定しなければならない。
２　管理者は、対策基準に基づき、その所管する情報システムについて情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた、情報セキュリティ実施手順を策定しなければならない。

第４章　監査及び見直し

（情報セキュリティ監査等）
第13条　統括責任者は、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施するものとする。
２　責任者は、統括責任者が別に定めるところにより、課内における情報セキュリティ対策の実施状況について、年一回確認を行わなければならない。

（情報セキュリティ対策の見直し）
第14条　管理者は、常に適切な情報セキュリティの水準を維持するため、必要に応じ情報セキュリティ対策の見直しを行わなければならない。

第５章　補則

（その他）
第15条　この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、統括責任者が別に定める。

附　則
この基本方針は、平成30年１月１日から施行する。